

広島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年二月十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

名 称	所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号	令和五年一月二三日	入学者選抜料	令和五年一月二五日から同年三月三一日まで